柳津町ロゴ・キャラクター使用規程

（趣旨）

第１条 この規程は、柳津町が定めた柳津町ロゴ・キャラクターのデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用者）

第２条 柳津町ロゴ・キャラクターのデザインを使用するできる者は、次に掲げる者とする。

（１）柳津町民及び柳津町に事業所を有する法人等

（２）柳津町ロゴ・キャラクターのデザインを制作した本人

（使用承認申請）

第３条 柳津町ロゴ・キャラクターのデザインを使用する者は、あらかじめ柳津町ロゴ・キャラクターデザイン使用承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、柳津町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用承認）

第４条 町長は、前条の規定により使用の申請があった場合、その内容が適当であると判断した場合は柳津町ロゴ・キャラクターのデザインの使用を承認するものとする。

２ 前項の規定による承認、不承認は、柳津町ロゴ・キャラクターデザイン使用承認書（様式第２号）、柳津町ロゴ・キャラクターデザイン使用不承認書（様式第３号）をもって行うものとする。

（使用料）

第５条 使用承認を受けた者に対する柳津町ロゴ・キャラクターのデザインの使用料は無料とする。

（使用の際の遵守事項）

第６条 柳津町ロゴ・キャラクターのデザインを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

 (１) 承認された内容により使用すること。

 (２) 定められた色、形式等を正しく使用すること。

 (３) 原則として、柳津町ロゴ・キャラクターを用いた物品等には、©aizuyanaizuと明示すること。

 (４) 柳津町ロゴ・キャラクターの使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、これを変える場合は全て事前に町長の了解を得ること。

（権利設定の禁止）

第７条 柳津町ロゴ・キャラクターを使用する者は、商標法（昭和３４年法律第１２７号）による商標登録、意匠法（昭和３４年法律１２５号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第８条 柳津町ロゴ・キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（承認の取消し）

第９条 町長は、柳津町ロゴ・キャラクターの使用がこの規程及び承認された内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

（損失補償等の責任）
第１０条 柳津町は、柳津町ロゴ・キャラクターの使用に係る損失補償等の一

　切の責任を負わない。

（補則）

第１１条 この規程に定めるもののほか、柳津町ロゴ・キャラクターの使用取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規程は、令和４年１月２４日から施行する。